

# 声明 「保険証廃止法案の成立に抗議し、 保険証で安心して受診できる国民皆保険の存続を強く求める」

2023年6月7日

石川県保険医協会

会長 三宅 靖

6月2日、参議院本会議において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）等の一部を改正する法律案」が可決・成立した。この法案には、医療保険各法における健康保険被保険者証（以下「保険証」）廃止のための条文の見直しも盛り込まれている。我々は地域医療を守る医師・歯科医師の団体として、国民にマイナ保険証への切り替えを強制し、マイナンバーカードの取得を事実上義務付ける本法案の成立に強く抗議する。

## マイナンバーカード取得を事実上強制

そもそも保険証とは、国民にとって何であろうか。憲法 25 条に基づき国には国民の健康権の保障が義務付けられており、それを具体化するために国民皆保険制度が整備されている。この医療保険による療養の給付を受ける権利を証明するものが保険証である。つまり、保険証は、国民が命と健康を保持するためのなくてはならない証明書であり、「利便性」のために廃止できるような単なる「紙」ではない。

一方、マイナンバー法ではカード取得について申請主義による「任意性」が担保されている。これは自己情報のコントロール権に照らしても重要な原則であるが、保険証の廃止は、この「任意性」を有名無実化し、マイナンバーカードの取得を国民に強制するものとなる。

以上のとおり、本法案は、憲法 25 条の健康権、憲法 13 条のプライバシー権にも抵触しかねないものであり、採決の強行は断じて容認できない。

## マイナンバーカードをめぐる様々な問題

本法案審議中には、マイナンバーカードをめぐる様々な問題が浮き彫りになった。医療情報の紐づけにおける誤登録、公金口座の誤登録、マイナポイント誤交付などの問題については、この間、マスコミによる報道が途切れることはない。全国保険医団体連合会の調査によれば、6割の医療機関でオンライン資格確認においてトラブルが発生しており、医療機関の窓口で「資格無効・該当なし」と表示された患者への対応に苦慮している実態が浮き彫りになっている。

もとより、投薬や治療内容などの医療情報の紐づけ誤りは、それだけで医療事故を招きかねない。また、医療・健康情報という患者・国民にとって最大のプライバシーである機微的情報が他人との紐づけにより流出する可能性がある現状は、由々しき事態である。本来であれば、システムの運用を即刻ストップさせ、再発防止のための徹底的な検証が不可欠な現状において、マイナ保険証の利用停止どころか、その活用をさらに推進するような法案を通してしまふ「国会」とは、いったい何なのであろうか。

厚労大臣からは全国の健保組合等に対して、マイナ保険証の情報紐づけの実態調査依頼がなされ、その結果の取りまとめには数か月かかるとされている。少なくともこの調査結果を受けて更なる法案審議が行われるべきであり、今回の採決強行は、国民主権を有名無実化する「国権の最高機関」の暴走にほかならない。

## 「資格確認書」で国民皆保険は守られるのか

なお、本法案では、マイナ保険証を持たない被保険者に対して、申請により「資格確認書」を発行することで問題は回避できるとしているが、これについてもすでに様々な問題が指摘されている。被保険

者に1年間での更新を強いる問題、将来にわたる更新が保障されていない問題、様々な理由により申請が不可能な被保険者の医療保障の問題、また、高齢者や障害のある人の施設等入居者のマイナンバーカード・暗証番号の保管・管理をめぐる問題などである。

そして、少なくとも来秋以降は、国民皆保険下において被保険者が2種類に「区別」されることとなる。1つは国の言うとおりに「マイナ保険証」の交付を受けた者。もう一つは国の方針に従わず／従えず、「資格確認書」の交付を受けた者。もし、後者に対して差別的取扱いを強いるようなことがあれば、また、資格確認書の交付を受けられない国民を放置する施策を採るのであれば、事実上、「国民皆保険制度」は崩壊する。

### **医療 DX 施策と保険証廃止**

上記で述べた問題を回避する方法が一つある。それは、現行の保険証を発行し続けるという至極簡単な方法である。しかし、政府からは、保険証廃止方針（つまりマイナンバーカード発行の国民への強制方針）の旗を降ろす姿勢は見えない。これらの施策の背景にある「医療 DX」施策—あらゆる医療・健康情報の集積化、個人情報とのプロファイリング—には、医療の標準化と医療費抑制のための数値目標の精緻化という医療政策ツールとしての側面と、企業における情報の二次利用による新たな産業の創出という産業政策ツールとしての側面があり、これらの前提となる「全国医療情報プラットフォーム」の構築には、マイナ保険証と医療機関におけるオンライン資格確認体制の整備が不可欠だからである。集約された個人情報を国家に「濫用」されないための十分な制度上の担保がない状況における「法制化」に、国民が不安の声を挙げるのも当然である。

保険証の廃止は、命と健康にかかわる医療の領域を「人質」にとって、強権的・強制的に国民にマイナンバーカードの取得を強い、それに対応できない国民の医療を切り捨てるものであり、断じて容認できない。本会は、国民・県民の命と健康をまもる医師・歯科医師の団体として、保険証で安心して受診できる国民皆保険制度の存続を強く要望するものである。